

スーダン国際平和協力業務の実施の状況

平成21年6月

この報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第7条の規定に基づき、国会に報告するものである。

スーダン国際平和協力業務の実施の状況

1 経緯

スーダンに関しては、1983年以降、スーダン北部を拠点にイスラーム法を導入し、アラブ民族主義に基づく国家建設を目指すスーダン政府とキリスト教徒主体の南部を基盤としたスーダン人民解放運動・軍（SPLM/A）（以下「SPLM/A」という。）との間で、20年以上にわたり武力紛争が続いていた。

2002年1月、東部アフリカ諸国とアメリカ合衆国等の仲介により、紛争終結に向けた本格的な和平プロセスが開始され、同年7月には、スーダン政府及びSPLM/Aの間で、6年間の暫定移行期間の後、住民投票にてスーダン南部地域の帰属を決定すること及び同南部地域にはイスラーム法を適用しないことの二項目を柱とするマチャコス議定書への署名が行われた。その後も和平プロセスは進展し、「停戦協定・セキュリティアレンジメントに関する枠組み合意」を始め「富の配分に関する議定書」、「アビエの帰属に関する議定書」、「恒久停戦協定・セキュリティアレンジメントに関する技術合意」等への署名が行われた。2005年1月、上記のスーダン政府及びSPLM/Aの間の諸合意をまとめた「南北包括和平合意」が署名され、武力紛争は終結した。

国際連合安全保障理事会は、スーダン政府及びSPLM/Aの要請を受け、2005年3月に決議第1590号を採択し、南北包括和平合意の履行の支援、難民及び国内避難民の帰還の促進・調整等を任務とする国際連合スーダン・ミッション（以下「UNMIS」という。）を設立した。

UNMISは、設立以来、活動期間が逐次延長され、本年4月、国際連

合安全保障理事会において、UNMISの活動期間を2010年4月30日まで延長することが決定されたところである。

我が国に対しては、UNMISへの要員の派遣について、国際連合から要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件も満たされていた。具体的には、国際平和協力法第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、受入国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、UNMISについてそれらが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入国の同意も得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととした。このため、昨年10月3日、「スーダン国際平和協力業務の実施について」及び「スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成20年政令第310号）」の閣議決定を行い、同月8日にスーダン国際平和協力隊を設置し、これにより、国際平和協力業務を実施した。

2 スーダン国際平和協力業務の実施の状況に関する事項

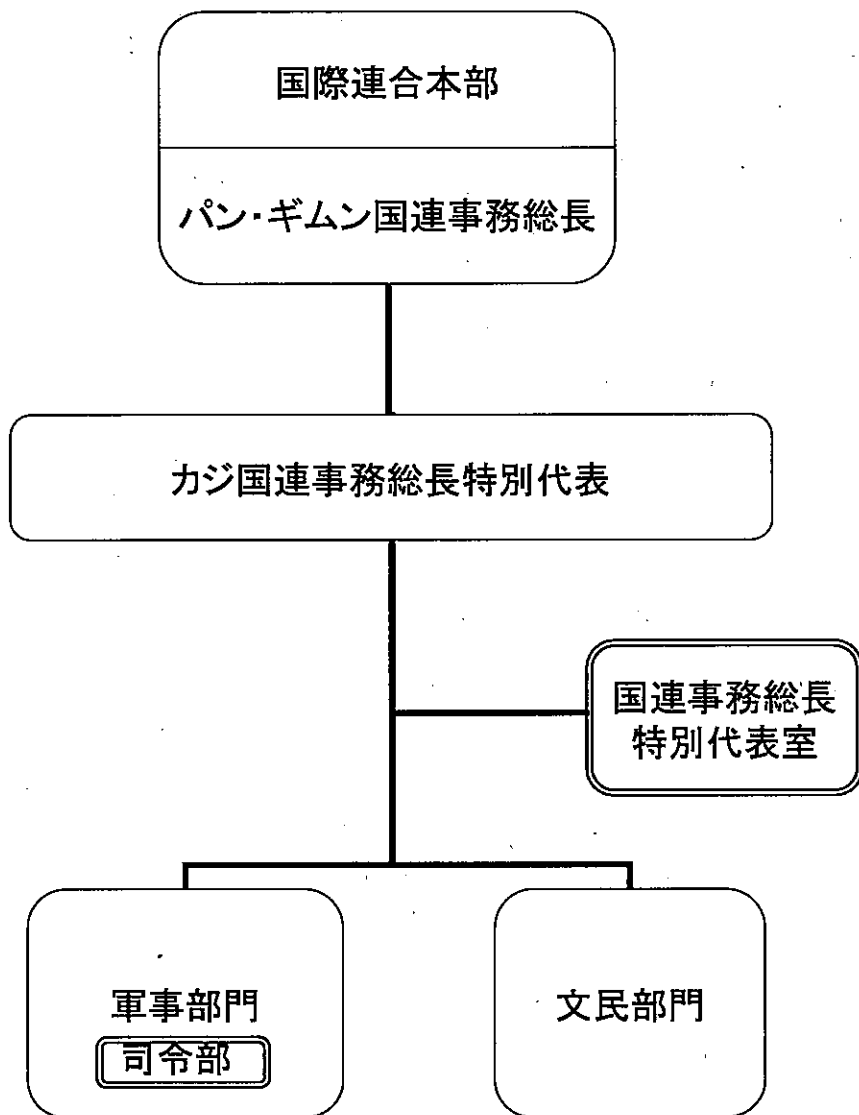
UNMISは、その本部をスーダンの首都ハルツームに置き、本年4月7日現在、各国から派遣された9,274名の軍事要員、654名の文民警察要員及び国際連合職員等により構成されている。

我が国からは、国際平和協力本部による研修を経て、平成20年10月

24日以降、2次にわたり、各2名の司令部要員が、それぞれ約半年間の任期で現地に派遣された。

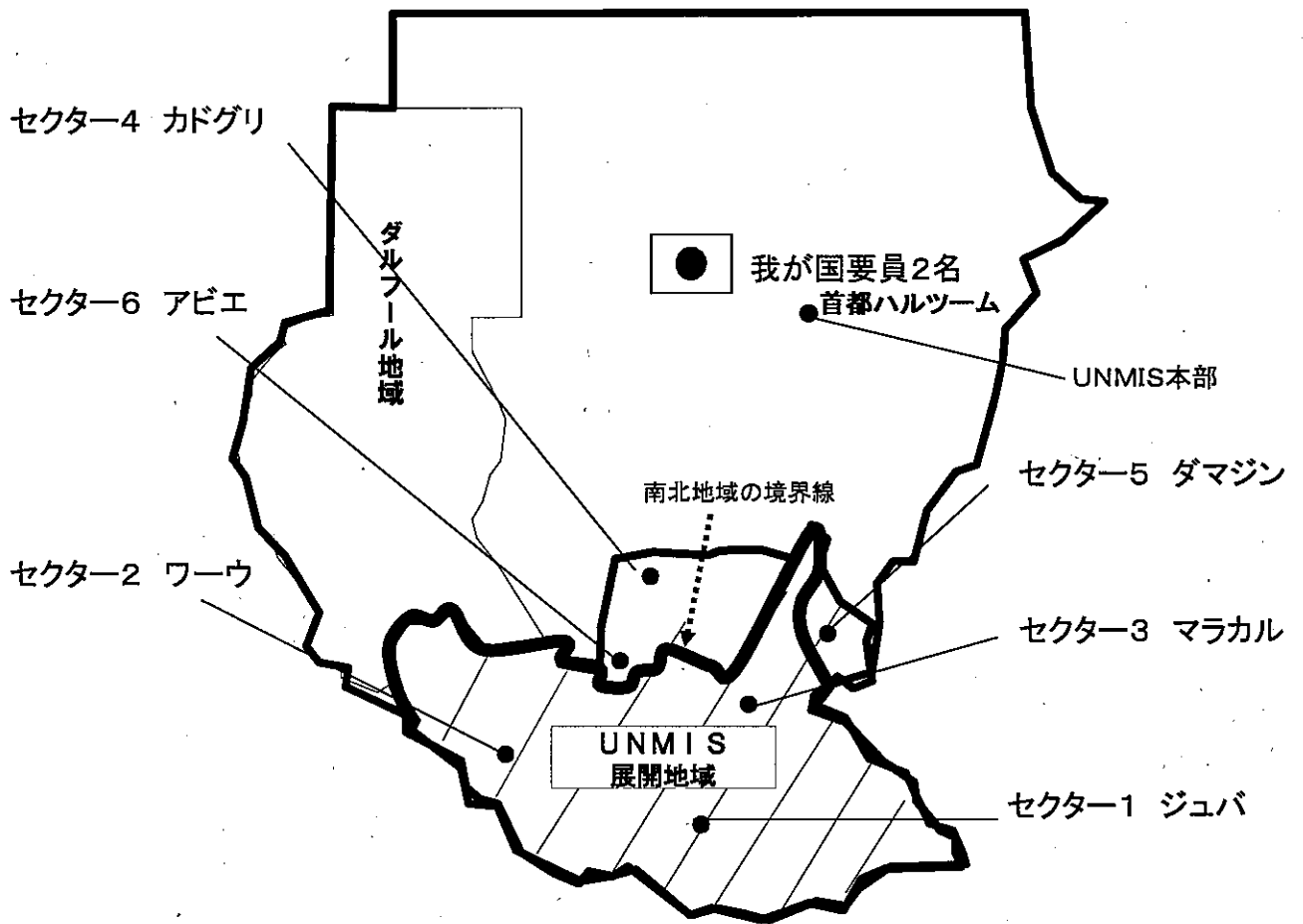
これらの司令部要員のうち1名は、UNMIS軍事部門司令部において、兵站全般の需要に関するUNMIS部内の調整に関する業務を実施し、また、もう1名はUNMIS国際連合事務総長特別代表室においてデータベースの保守管理に関する業務を実施した。

UNMISの概要



(注)二重線は、我が国要員が配置された部門

UNMISの展開状況



※本部及び各セクターに数百名から千数百名の要員を配置